

火災時エレベーターで避難?? - 西日本防災システム

2013 09 30

9月30日 東京消防庁は、**高層**マンションや**高層**ビルで火災が発生した場合、高齢者や自立歩行が困難な住民が**非常用エレベーター**で避難できる新指針を発表しました。全国では初の試みで、**10月1日**から対象建物への指導を始めるようです。

皆さんも良くご存知の通り、**火災時**や**地震発生時**には、エレベーターによる避難は危険だとして、階段での避難が徹底されています。ですが、高層マンションなどが増加し、歩行困難な住民やお年寄りのかたが逃げ遅れる懸念が高まっていることから**非常用エレベーター**を**避難誘導用**として活用することを決めたようです。

非常用エレベーター

建築基準法で、高さ31メートル(およそ11階)以上の建物に、日常的に使用されるものとは別に設置が義務付けられているエレベーターです。非常用エレベーターは、**非常電源**や**通信設備**を備え、**消防隊員**の活動に用途が限られています。

今回の指導方針変更により、**非常用エレベーター**を**避難誘導**に活用するには、建物の管理者による消防署への**使用届け**出やエレベーターの**検査**、**避難訓練**を行うことが必要となります。そして「**避難誘導用エレベーター**」の標識設置を行った後、非常用エレベーターでの避難が可能となります。

また同時に、階段を使った避難が困難な人が集合する**一時避難エリア**を**非常用エレベーター**の前に設定する必要があります。専門講習を受けた避難誘導員に限り、**避難誘導用エレベーター**を操作して誘導ができることとなります。 **大変いい事だと思います。他都市ではどうなのでしょう？**



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 